

奈良県告示第二百七十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき次のとおり特別保護地区を指定するので、次のとおり告示する。

平成二十八年十月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 特別保護地区の名称

立里荒神鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

立里荒神鳥獣保護区のうち荒神社周辺の社有地（別紙表示の区域）

三 特別保護地区の存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針

1 指定区分

森林鳥獣生息地の保護地区

2 指定目的

当該区域は、立里荒神鳥獣保護区の中でも特に老齢巨木、天然林及び白樺林と多彩な森林に恵まれており、アカシヨウビン、ツキノワグマ等の野生鳥獣にとって格好の自然環境である。

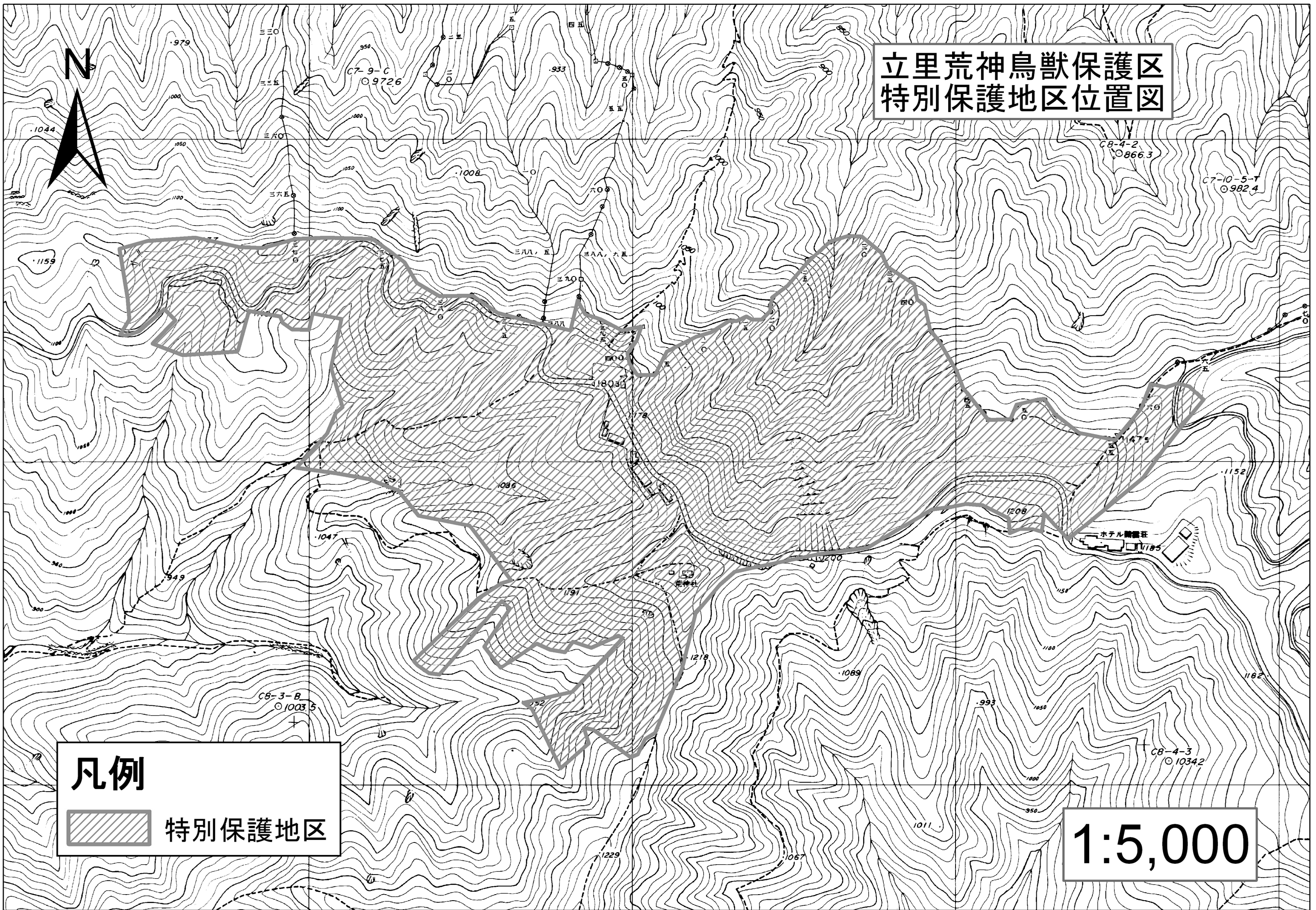
このため、当該区域は立里荒神鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

3 管理方針

野迫川村、鳥獣保護管理員及び一般社団法人奈良県猟友会野迫川支部の協力を得て違法捕獲防止及び鳥獣の生息環境保全に取り組む。

ニホンジカについては、奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画に基づき、鳥獣保護区内での適正生息数（一平方キロメートルにつき五頭）を設定し、適正生息数へ誘導するための各種施策を実施する。

立里荒神鳥獣保護区
特別保護地区位置図



凡例



特別保護地区

1:5,000